

委託契約における特命随意契約の結果について  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
Webサイト等を活用した神戸市会広報業務	2024年4月1日	株式会社POTETO Media	5,544,000	<p>本業務は、令和5年度に開設し運用しているwebサイト「神戸市会ナビ」などについて、既存ページと連動した新規ページ等の作成および運営を行うものである。</p> <p>契約の相手方は、Webサイトを開設した業者（令和4年度プロポーザル（公募型）にて決定）である。</p> <p>当該事業者は、Webサイトの構造およびシステムを設計しており、また、コンテンツデザインについても当該事業者が独自にデザインしたものである。</p> <p>令和6年度は、既存のページと連動した新規ページ・イラストの作成を行う予定であり、既存のページとの統一感を図り、わかりやすいホームページを実現するためには、当該Webサイトのシステムを熟知し、独自でコンテンツをデザインしている当該事業者でしか対応できない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	市会事務局総務課 (Tel: 322-5853)
ラトビア（リガ市）訪問の出張手配業務	2024年5月20日	株式会社日本ツアーサービス	3,184,270	<p>ラトビア（リガ市）訪問において、副議長は、副市長をはじめとする訪問団と行動を共にすることになる。現地で相互に齟齬を生じることなく適時・適切に行動するためには、必要な情報を共有し、物件・労力の調達手配が遺漏なく事前に行われていることが必要となる。</p> <p>競争により契約先を決定することにより、市会事務局が業務を発注する旅行会社が、国際課が発注する旅行会社と異なることになれば、情報伝達に遺漏を生じる可能性を排除し切れない。</p> <p>国際課は旅行会社を競争により決定しており、市会事務局が当該旅行会社と特命随意契約しても、他社に発注する場合に比べて、著しい損失を生じるとは考えられない。</p> <p>以上により、競争を行うことが不利になる可能性が大きいと考えられるため、当該事業者と特命随意契約するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)</p>	市会事務局総務課 (Tel: 322-5853)